

令和 7 年度奥大和アウトドア・スポーツツーリズム推進事業実施業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本実施要領は、令和 7 年度奥大和アウトドア・スポーツツーリズム推進事業実施業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2. 委託業務の概要

(1) 業務名

令和 7 年度奥大和アウトドア・スポーツツーリズム推進事業実施業務

(2) 目的

雄大な自然に加え、悠久の歴史に触れることができる奥大和エリアにおいてアウトドアスポーツを軸とした滞在型観光「アウトドア・スポーツツーリズム」を推進するにあたり、「奥大和で信仰の歴史と神秘の自然に出逢う旅」という基本コンセプトに基づき、この地域をアウトドア・スポーツツーリズムの穴場から先進地へと引き上げるための取組を進めているところ。令和 7 年度は、その土台づくりの年度と位置づけ、令和 6 年度に策定したロードマップに基づき、コンテンツの開発・磨き上げや受け入れ体制の整備、プロモーション等に取り組み、アウトドア・スポーツツーリズムを通した奥大和への誘客の促進を図る。

(3) 業務内容

- ① コンテンツの開発、磨き上げ
- ② 受け入れ体制の整備
- ③ プロモーション
- ④ その他
- ⑤ 業務実施報告書の作成

※ 詳細は別紙「令和 7 年度奥大和アウトドア・スポーツツーリズム推進事業実施業務委託仕様書」（以下「仕様書」）に記載。

(4) 委託料上限額

委託料は下記金額を限度とする。

金 21,447 千円（消費税及び地方消費税に相当する額（10%）を含む。）

(5) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 23 日（月）まで

3. 参加資格

単独又は共同提案によるものとする。

(1) 単独提案の参加資格

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ② 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ③ 公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、奈良県物品

購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。

- ④ 公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中または再生手続中でないこと。
- ⑤ 公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中または更生手続中でないこと。
- ⑥ 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 7 年 12 月奈良県告示第 425 号）による競争入札参加資格者名簿に、営業種目 Q4 検査・分析・調査③調査分析業務かつ Q5①広告・イベント業務で登録されている者（企画提案書提出締切時点において、当該登録が認められている者）であること。
- ⑦ 役員等（法人にあたっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ）の代表者を、個人にあたってはその者（支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- ⑧ 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- ⑨ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- ⑩ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- ⑪ ⑨及び⑩に挙げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ⑫ 同種業務を公告日から過去 5 年間に受託し、同期間内に履行を完了した実績を有する者であること。

※ 同種業務とは、アウトドアアクティビティやスポーツを活用した地域づくり支援事業をいう。

（２）共同提案の参加資格等

複数の事業者による共同提案（以下「JV」という。）を行う場合には、次の事項に留意すること。

- ① 必ず代表者を決め、構成企業の代表者名を記載し、それぞれの代表者印を押印すること。その際、代表者の印は契約時に使用するものと同一とすること。

また、業務の履行方式に応じた「特定委託業務共同企業体協定書」（様式 1 - 2 - 1 若しくは 1 - 2 - 2）を提出すること。

※「分担履行型」（様式 1 - 2 - 1）… 1 つの業務について、さらに複数の細業務に分かれる場合、各構成員がそれぞれ分担する業務を、責任を持って履行する方式

「共同履行型」（様式 1 - 2 - 2）… 1 つの業務について、あらかじめ定めた出資割合に応じて、各構成員が資金、人員、機械等を拠出して共同履行する方式

- ② 1事業者が複数のJVに所属することはできない。また、JVに所属しながら自らが単独で提案を行うことは認められない。
- ③ 代表者及び構成員が上記（１）①から⑤及び⑦から⑪の条件を満たしていること。
- ④ 代表者及び構成員のいずれかが上記（１）⑥及び⑫の条件を満たしていること。

4. 日程

令和7年5月30日（金）	公告
令和7年6月13日（金）	参加表明書等提出締切
令和7年6月17日（火）	質問書締切
令和7年6月23日（月）	企画提案書等提出締切
令和7年6月26日（木）	選定審査会開催（プレゼンテーション実施）
令和7年6月27日（金）	委託事業者決定

5. 手続き等

(1) 担当課

奈良県総務部知事公室奥大和地域活力推進課

〒634-0003 奈良県橿原市常盤町 605-5

TEL：0744-48-3016

FAX：0744-48-3135

(2) 実施要領、仕様書及び様式の交付期間、交付場所等

① 交付期間

令和7年5月30日（金）から6月13日（金）午後3時まで

② 交付場所

5の(1)の担当課にて配布又は「奈良県美しい南部東部振興課/奥大和地域活力推進課」ホームページにて公開する。

ただし、担当課における配布は正午から午後1時までを除く午前9時から午後5時までとし、奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条に規定する県の休日を除く。

※ 郵送による配布は行わない。

※ 本件にかかる説明会は実施しない。

(3) 参加表明書等の提出期限、提出先及び提出方法

公募型プロポーザル参加希望者は、次の書類を期限までに提出すること。

① 提出期限

令和7年6月13日（金）午後3時まで 【必着】

② 提出先

担当課に同じ

③ 提出方法

持参または郵送に限る

※ 郵送による場合は、簡易書留等の確実な方法によるものとする。

④ 提出書類

1) 参加意向申出書

(単独提案：様式 1 - 1)

(共同提案：様式 1 - 2、様式 1 - 2 別紙)

2) 会社概要 (様式 2)

※ 共同提案の場合は、全ての構成員について提出すること。

3) 類似業務受注実績 (様式 3)

※ 共同提案の場合は、代表者が提出すること。

4) 特定委託業務共同企業体協定書 (様式 1 - 2 - 1 または様式 1 - 2 - 2)

※ 共同提案の場合のみ提出すること。

(4) 質問及び回答

質問の受付及び回答は次のとおりとする。

① 受付期限

令和 7 年 6 月 1 7 日 (火) 午後 3 時まで 【必着】

② 質問方法

質問書 (様式 4) により担当課あてに FAX にて提出すること。送付後、必ず電話にて送信した旨を連絡すること。なお、電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。

③ 質問に対する回答

参加意向申出書の提出があった事業者から受理した質問内容については、「奈良県美しい南部東部振興課/奥大和地域活力推進課」のホームページに順次公表する。

(5) 企画提案書の提出

企画提案書の提出については次のとおりとする。

① 提出期限

令和 7 年 6 月 2 3 日 (月) 午後 3 時まで 【必着】

② 提出先

担当課に同じ

③ 提出方法

持参または郵送に限る

※ 郵送による場合は、簡易書留等の確実な方法によるものとする。

④ 提出書類

次に掲げる書類を A4 片面で提出し、2)の企画提案書については 30 頁を限度とすること。なお、副本 9 部については提案者を判読できるような記載を削除すること。

1) 企画提案書表紙 (様式 5) 【原本 1 部】

2) 企画提案書 (様式任意) 【原本 1 部 副本 9 部】

下記内容を必ず盛り込むこと。

i. 業務実施方針

- ・ 業務の実施方針および企画のポイントを記載すること。

- ii. スケジュール
 - ・ 業務完了までの具体的なスケジュール及び業務内容を記載すること。
- iii. 実施体制
 - ・ 本業務を円滑に実施するにあたり、計画的かつ効率的に遂行できる実施体制について提案すること。なお、本業務の実施にあたり、効果的な連携先等があれば提案すること。
- iv. アウトドアアクティビティやスポーツを活用した地域づくり支援事業にかかる実績について
 - ・ 様式 3 に記載した同種業務のうち 2 例をピックアップし、「対象地域」「事業内容」「事業効果」を具体的に示すこと。
- v. コンテンツの開発、磨き上げについて
 - ・ 新たなルートの調査および設定ならびに既存ルートの見直しについて、どのような工程、手法により行うかを具体的に示すこと。
- vi. 受け入れ体制の整備について
 - ・ 受け入れ体制の整備について、カテゴリー毎（①フィールド整備（交通インフラの課題解決手法の検討）、②拠点整備（機能強化）、③人材育成）にその内容や実施時期、実施により得られる効果などを示し、具体的に提案を行うこと。
 - ・ 他の地域での類似業務の成功事例（提案者が実施もしくは受託したもの）などがあれば、併せて示すこと。
- vii. プロモーションについて
 - ・ プロモーションについて、カテゴリー毎（①デジタルスタンプラリーの実施、②広告出稿、③メディアトリップの開催）にその内容や実施時期、実施により得られる効果などを示し、具体的に提案を行うこと。
- viii. その他
 - ・ 上記 v ～ vii に加え、奥大和地域でアウトドア・スポーツツーリズムを推進していくにあたり有効であると思われる事業について提案を行うこと。

3) 実務実施体制（様式 6） 【原本 1 部 副本 9 部】

4) 見積書（任意様式） 【原本 1 部 副本 9 部】

- ・ 宛先は「奈良県知事」とすること。また、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。（各項目の単価が判断できる内容とすること。）

(6) 辞退届の提出

参加表明書を提出した後、企画提案書を提出しない場合は、担当課へ電話連絡のうえ、**令和 7 年 6 月 23 日（月）午後 3 時**までに辞退届（任意様式）を持参、郵送又は FAX により提出すること。

6. 委託事業者の選定

(1) 審査方法

提出された企画提案書等について、県が設置する審査委員会において企画提案書によるプレゼンテーション審査を実施し、各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とし、最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を最適な受託者として選定する。

※ 提案者が2者に満たない場合においても、再公告の手続きは踏まずに審査手続きを行う。但し、全ての審査項目について各審査員による合計点が、6割以上であることを契約相手方特定の条件とする。

※ 参加者が6者以上となった場合には、担当課が本実施要項で定める審査項目により一次審査を行い、上位と評された5者により、選考委員会において企画提案書等プレゼンテーションに基づく審査を行う。なお、上位5者に入らなかった者に対しては事前に通知する。

① 審査予定日：**令和7年6月26日（木）（予定）**

② 場 所：奈良県橿原総合庁舎

③ 時 間：1 提案者あたりの説明時間は30分を予定し、内訳は次のとおりとする。
プレゼンテーション（20分）、質疑応答（10分）

④ 出席者：審査会場の入室は3名までとし、主たる説明者は、当該業務に従事する実務担当者とする。

(2) 審査内容

提出された企画提案書等について、次の観点から総合評価を行い、事業者を選定する。

審査項目、審査観点及び配点			
審査項目		審査観点	配点
業務遂行能力	の理解度 業務内容	・本業務の趣旨や目的を十分に理解しているか。	5
	等 実施体制	・提案内容を確実に履行できる執行体制となっているか。 ・本業務のスケジュールは適切か。	5
	実績 業務受託	・同種業務の受託実績があり、本業務の遂行にあたり有益な知見を備えているか。 ・同種業務の事業内容は、アウトドアアクティビティやスポーツを活用した地域づくりに資する充実した内容であり、十分な事業効果を得たものであるか。	15
企画内容	企画提案内容	＜コンテンツの開発、磨き上げ業務について＞ 新たなルートの調査および設定ならびに既存ルートの見直しについて、工程・手法が具体的かつ合理的な提案内容であり、実現可能性の高い提案となっているか。	10

		＜受け入れ体制の整備＞ ①フィールド整備（交通インフラの課題解決手法の検討）について、奥大和地域における交通インフラの課題解決手法の検討にあたり有効な内容となっているか。また、地域の実情やターゲットのニーズを踏まえた、具体的かつ合理的な提案内容であり、実現可能性の高いものとなっているか。	10
		＜受け入れ体制の整備＞ ②拠点整備（機能強化）について、アウトドアスポーツを楽しむ来訪者の利便性を高める具体的かつ合理的な提案内容であり、実現可能性の高いものとなっているか。	10
		＜受け入れ体制の整備＞ ③人材育成について、アウトドア・スポーツツーリズムで地域を支える人材の育成が可能な具体的かつ合理的な提案内容であり、実現可能性の高い提案となっているか。	10
		＜プロモーション＞ ②デジタルスタンプラリーの実施について、奥大和地域への来訪を促進するような具体的かつ合理的な提案内容であり、実現可能性の高い提案となっているか。	5
		＜プロモーション＞ ③広告の出稿について、奥大和地域への来訪を促進するような具体的かつ合理的な提案内容であり、実現可能性の高い提案となっているか。	5
		＜プロモーション＞ ④メディアトリップの開催について、工程・手法が具体的かつ合理的な提案内容であり、実現可能性の高い提案となっているか。また、招聘するメディア等の選定理由が具体的に明示されているか。	10
		＜その他＞ 仕様書４（１）～（３）に記載の業務に加えて提案された事業内容は、奥大和地域でアウトドアスポーツ・ツーリズムを推進していくにあたり有効な内容であるか。また、提案者の優位性、独自性が認められる提案がなされているか。	5
経費	妥当性の	・提案内容に応じて妥当な見積もりの積算であり、コスト削減が考慮されているか。	10
合計			100

(3) 審査結果

選定結果は、企画提案書を提出した事業者のみに対して書面で通知する。個別の審査結果についての公表は行わない。

(4) 事業者との契約

① 選定された者は、通知があり次第県担当者と打合せを行い、委託業務契約書を締結し

た後、速やかに業務に着手すること。

- ② 当企画提案書でなされた有効な提案については、必ず実施すること。
- ③ 企画提案書、参加申込書その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。
- ④ 契約に係る損害賠償及び契約の解除については、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）に定めるところによる。
- ⑤ 契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。
 - 1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - 2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - 3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - 4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
 - 5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - 6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記1)から5)のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
 - 7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記1)から5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合〔上記6)に該当する場合を除く。〕において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
 - 8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(5) 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10に相当する額以上の金額を納付しなければならない。

なお、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7. その他

- (1) 提出された書類は返却しないものとする。
- (2) 提出された提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。
- (3) プロポーザル参加者が企画提案書等の作成や提出に要した費用については、全てプロポー

ザル参加者が負担するものとする。

- (4) 本公募型プロポーザルの実施は、委託事業者の特定を目的とするものであり、契約後においては、県と協議を重ねながら計画策定を行うことになるため、提出書類の内容をそのまま実施することを約束するものではない。
- (5) 契約額は、提案書に記載された見積額がそのまま採用されるのではなく、最優秀提案者との協議により業務内容を確定した後に決定する。なお、この協議が不調に終わった場合は、審査において次点となった事業者と同様の手続を行うものとする。
- (6) 選定結果として提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること、および県民等から情報公開の請求に応じて提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (7) その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令およびその他関係法令並びに奈良県個人情報保護条例、奈良県会計規則およびその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。